

## 懲戒処分の公表

吉川松伏消防組合では、地方公務員法に基づき、下記のとおり職員の懲戒処分を発令しましたので、職員の懲戒処分等に関する公表基準に基づき下記のとおり公表します。

### 記

#### 1 事実の概要

当該職員は、平成27年9月13日（日）午前0時7分頃、職員が公務外において自家用車を運転中、首都高速道路都心環状線内回り、北の丸出口付近にて、自動速度取締機により法定速度を50キロ以上超過する交通法規違反をし、罰金による刑事処分及び運転免許停止処分（90日間）を受けました。

#### 2 被処分者の属する課・署名、職名、年齢

吉川消防署 主任（消防士長） 34歳

#### 3 処分内容及び処分年月日

懲戒処分 減給（10分の1）1月

平成28年1月13日（水）

#### 4 消防長の意見

市町民の皆様の生命、身体を保護すべき職員が、消防の責務に不信を招きかねない行為であり、謹んでお詫びを申し上げます。

今後、このような交通法規違反が発生することがないように、職員に対し道路交通法の遵守及び安全運転励行の注意を喚起し、再発防止に取り組んでまいります。

平成28年1月13日提供

問合せ先

担当課：消防本部総務課庶務係

電話：048-982-3918

